



一般廃棄物処理業許可証

住 所 栃木市都賀町木320番地1
 氏 名 関口商事株式会社
 代表取締役 関口佳市
 (法人にあつては主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

平成29年3月23日付けで申請のあつた一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

平成29年3月30日

栃木市長 鈴木俊美



| | |
|------------------------|---|
| 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) | 関口商事株式会社 代表取締役 関口佳市 |
| 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) | 栃木市都賀町木320番地1 |
| 許可の内容 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第7条第1項 (一般廃棄物収集運搬業) <input type="checkbox"/> 法第7条第6項 (一般廃棄物処分業) <input type="checkbox"/> 法第7条の2第1項 (変更の許可) |
| 取り扱う一般廃棄物の種類 | もやすごみ、もやさないごみ |
| 収集運搬及び処分の別 | 一般廃棄物の収集及び運搬 (積替・保管無し) |
| 許可の期間 | 平成29年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで |
| 許可の区域 | 栃木市内 |
| 許可の条件 | 裏面許可条件のとおり |

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に栃木市 (市長が代表者となります。) を被告として提起することができます。
(処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。) ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。